

「住民が、医療や介護を受けながらも、人生の最後まで住み慣れた地域で、自らが選択し自分が望むより良い暮らしが継続できる」を目指して

～在宅で安心して暮すために私たちができること～

職種：管理栄養士

職種が目指していること：在宅医療と関わる多職種と連携を取りながら、療養者の疾患・病状・栄養状態に適した在宅訪問栄養食事指導（支援）をし、療養者が在宅での食生活を安全かつ快適に継続でき、さらに QOL の向上に寄与する。

		サービス名	対象者	内容	費用等
職種としてできること	医療保険	在宅患者訪問 栄養食事指導 料	在宅での療養 を行い、通院 が困難で医師 による特別食 の必要性を認 めた場合、が ん患者、摂食 または嚥下機 能が低下、低 栄養状態と判 断された患者	月 2 回を限度として 主治医の指示に基づき、管理 栄養士が患者のお宅に訪問 し、患者の生活条件、嗜好等を 勘案した食品構成に基づく食 事計画案又は具体的な献立等 を示した栄養食事指導箋を患 者又はその家族に対して交付 し指導を 30 分以上行う。	担当する管理栄養士の雇 用状況、療養者の人数に より費用は異なります。 ①保険医療機関の管理栄 養士が指導を行った場合 440 点～530 点 ②保険医療機関以外の管 理栄養士が指導を行った 場合 420 点～510 点
	介護保険	居宅療養管理 指導	介護保険認定 者で、通院が 困難であり、 計画的な医学 的管理を行っ ている医師よ る特別食の必 要性を認めた 場合、低栄養 状態にあると 判断された利 用者	主治医の指示に基づき、管理栄 養士が利用者の居宅を訪問し、 作成した栄養ケア計画を患者 又はその家族等に対して交付 する。当該栄養ケア計画に従っ た栄養管理に係る情報提供及 び栄養食事相談または助言を 30 分以上行う。	担当する管理栄養士の雇 用状況、療養者の人数に より費用は異なります。 ・指定居宅療養管理指導 事業所の管理栄養士が指 導を行った場合 444～545 単位 ・認定栄養ケアステーシ ョンの管理栄養士が指導 を行った場合 424 点～525 点

職種紹介シート

	口腔・栄養スクリーニング加算	通所介護、通所リハ利用者全員	利用開始時及び利用中6月ごとに口腔と栄養状態のスクリーニングを行い、その情報を介護支援専門員に提供する。	6月に1回20単位または5単位(栄養アセスメント加算、口腔機能向上加算を算定している場合は5単位)算定
	栄養アセスメント加算	通所介護、通所リハ利用者全員	3月に1回以上①利用者の低栄養状態のリスク判定②他職種共同で利用者の栄養管理上の課題の把握③利用者や家族に必要な栄養食事相談、情報提供を行う④利用者ごとの栄養状態等の情報をLIFEを用いて厚生労働省へ提出する この中で低栄養状態の方やおそれのある方は介護支援専門員と情報共有を行い、栄養改善加算の算定を検討すること	50単位/月
	栄養改善加算	通所介護、通所リハ等を利用して低栄養状態またはおそれのある者	定期的に利用者の栄養状態を把握し、多職種と協同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能、食形態にも配慮した栄養ケア計画を策定する。必要に応じて利用者の居宅を訪問して、栄養改善に係るサービスを行う。	1月に2回を限度として1回200単位
専門職として伝えたい事	<p>栄養士は献立(食事)を作るのが仕事と思われがちですが、これだけでなく、対象者の栄養状態を診断し、目指すべきゴールを設定し、そこに向けて栄養計画を構築し、実施しています。対象者の方の栄養状態を把握するためには、診療情報等の書面上での情報も重要ですが、そこには表されない対象者の方の生活を理解することも大切になります。このために他職種の方と密な連携を行っていき、対象者の方の『食事』を支援していきたいと考えております。</p>			
専門職として困っていること、問題点	<p>在宅で要介護高齢者を支えるケアマネジャーを対象としたアンケートでは、利用者の食事や栄養上の課題がケアプランにあがる頻度は高いものの、「相談できる管理栄養士の所在が分からない」および「管理栄養士との連携方法が分からない」とする実態があります。医療機関、介護施設では管理栄養士の雇用はされているが、一人職場である事が多く、普段の業務で手一杯となり、在宅訪問まで至っていないのも現状です。これを改善するために各施設で管理栄養士の採用を増やしていただきたいところではあります。『栄養ケア・ステーション』では各種栄養に関する相談、訪問を依頼することが出来るが、このことはまだまだ知られていないので、認知度を高めていく必要があります。</p>			

職種紹介シート

その他	<p>【栄養ケア・ステーションとは】</p> <p>食・栄養の専門職である管理栄養士・栄養士が所属する、地域密着型の拠点です。地域住民の方はもちろん、医療機関、自治体、健康保険組合、民間企業、保険薬局などを対象に管理栄養士・栄養士をご紹介、用途に応じたさまざまなサービスを提供します。</p> <p>香川県栄養士会『栄養ケア・ステーション』TEL087-811-2858（月・水・金 9：00～17：00）</p>
-----	--